

官営三池炭鉱の払下げをめぐって：その背景と払下げ価格の根拠などの再考

四宮，俊之
明治大学大学院博士課程

<https://doi.org/10.15017/13654>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 9, pp.1-20, 1977-12-04. エネルギー史研究会
バージョン：
権利関係：

官営三池炭鉱の払下げをめぐる

—その背景と払下げ価格の根拠などの再考—

四 宮 俊 之

- 一 はじめに
- 二 払下げの背景
- 三 払下げ最低価格の算定根拠
- 四 三井による落札と三菱の動き
- 五 むすび

(一) はじめに

明治期の農商務省調査による全国石炭生産高は、明治七年の二一万吨が一六年一〇〇万吨、二二年二〇二万吨、二四年三一八万吨、二七年四二八万吨、二九年五〇三万吨へと、明治一〇、二〇年代にはやくも顕著な増加を示している。⁽¹⁾ こうした石炭生産の拡大は、幕府期から採掘されていた高島や三池などの有力な炭産地において一応の近代の出炭体制が整備され、またやがて日本最大の石炭生産地となる筑豊に新しい炭鉱が開発され出したことによる。勿論、その背景には、明治一〇年代における中国向輸出の急増、一九年頃からの工場用炭にたいする国内需要の増加といった市場機会の拡大があった。

以下、本稿において考察しようとする官営三池炭鉱の払下げは、まさにかかる明治前期の炭産業史における一つのエポック・メイキング的出来事であった。周知のように九州大牟田の三池炭鉱は、明治六年工部省によって官有化（後に農商務省、大蔵省に移管）され、一四年以降全国石炭生産高の約一五〜二〇%を占めるわが国有数の大炭産地であった。その上、炭質の優れ、採炭コストの低かった三池炭は、三井

物産による委託販売制の採用と相俟って、主に上海・香港などの中国市場へ輸出され、政府にとって貴重な外貨収入源となったのである。⁽²⁾ しかし、こうした官営三池炭鉱の発展は、内外市場において民間炭産業者の圧迫を引き起こしたために、彼らから官営に対する批判を浴びることになった。その結果、政府は、明治二一年三池炭鉱の民間払下げを決定し、当時異例な四五万五〇〇〇円の高価格によって二二年三井に引き渡したのである。そのため、この払下げについては、従来から明治政府の採った殖産興業政策との関連によって相当論議されてきた。そこで、最初にこうした従来の研究を概観して、次に本稿のいくつかの論点をあらかじめ簡単に示しておきたい。

明治前期の官営払下げ、とくにその契機に関しては、昭和三〇年代後半以降、永井秀夫、小林正彬の両氏などによって旧来の通説が批判的に再検討され、新たな研究局面がひらかれたといつてよいだろう。永井氏は、それまで対立してきた官営払下げの契機についての三見解、すなわち政府の財政緊縮政策を主因とした財政原因説、官営にたいする民業優位の承認を主因とした民間産業勃興説、官業の軍器生産への重点化と財閥の構築化を主因とした産業再編成説を、いずれも実証的考察を欠く一律的規定であると批判した。そして、これらの見解は、それぞれ論者の殖産興業政策についての理解度の相違によって、すべて官営払下げに共通して見出せる事実の一面を捉えたものに過ぎないと指摘された。また小林氏は、明治一三年から二九年までの官営払下げを三段階に時期区分し、右の三見解が順を追って照応することを

指摘された。かくて、従来一括して議論されてきた官業払下げは、個々のケースあるいは時期によって実証的に分析・検討する途が開かれることになったと思われる。(3)

こうした官業払下げ全般の研究動向に従って、三池炭鉱の払下げについても、すでにかんがりの研究が行なわれている。小林氏は、その払下げをはじめて詳細に検討し、官業払下げの第三段階、つまり軍事予算拡大など軍備強化の動きと並行した産業再編成説の範疇にある払下げの端緒をなすとされた。また、その背景として、当時の民権運動高揚に結びついた官業独占の非難、国会開設に先立って政府財政の整理を終えようとする政府内部の意見、また政官界において三井につながる旧長州藩出身者と三菱につながる旧薩摩藩出身者との政治経済両面にわたる確執を指摘された。(4) その後田中修氏は、この小林氏の研究を前提に、払下げの主因として三池炭の内外市場における三菱など民間炭鉱業者の圧迫、三菱と密接な関係をもつ大隈重信の入閣を強調された。(5)

ただし、このような従来の研究には、次のような問題が依然残っていると思われる。すなわち、三菱を中心にした民間の払下げ運動が指摘されながら、未だ民間炭鉱業の発展にまで関連させて十分に論じられなかったといえる。また、払下げの性格を理解する上で重要な鍵となる大蔵省の公示した四〇〇万円なる最低払下げ価格については、未だ確定的な算定根拠が示されていない。さらに三井への払下げについても、三菱の動きなどと関連させて具体的に十分論じられていなかったと思われる。そこで、以下こうした問題に焦点をおいて、考察・検討することにした。

(脚) (1) 『日本炭鉱誌』(『明四一』)『明治前期産業発達史資料』別冊
六九の三『昭四五、三二頁』

(2) 官営三池炭鉱の経営活動については、拙稿「明治初期三池炭鉱の近代化過程」(明治大学『経営論集』第二四巻二号、昭五一)、および春日豊「官営三池炭鉱と三井物産」(『三井文庫論叢』第一〇号、昭五一)

(3) 永井秀夫「殖産興業政策論」(『北海道大学文学部紀要』第一〇号、昭三六)、小林正彬「近代産業の形成と官業払下げ」(『日本経済史大系』5、近代上『昭四〇』)。従来の諸研究については、小林正彬「官業払下げの研究史」(関東学院大『経済系』第九六集、昭四八)、原田三喜男「殖産興業政策研究の当面する課題」(『社会経済史学』第二九巻一号、昭三八)などを参照されたい。

(4) 小林正彬「三池炭鉱の払下げについて」(和洋女子大『大学紀要』第一〇号、昭四〇、四三―四九頁)

(5) 田中修「工部省所管事業の払下げと三池炭鉱の払下げ」(大塚久雄他編『資本主義の形成と発展』昭四三、七八―八七頁)

(二) 払下げの背景

最初に政府が三池炭鉱の払下げを決定した経過と契機について、殖産興業政策や国内炭鉱業の発展との関連において考察することにする。周知のように明治新政府は、明治元年生野銀山を官収したのを最初に、旧幕府や諸藩が所管してきた重要鉱山を漸次官有化した。そのうち炭鉱では、六年五月に三池炭鉱、ついで七年高島炭鉱、一一年幌内炭鉱、一二年油戸炭鉱を官有とした。もともと、政府は、財政収入の増加に直結する金・銀・銅など貨幣素材となる鉱物の確保を当初の鉱山官営政策において重視したのであって、未だ工業的用途あるいは輸出入需要の限られた石炭の獲得に特別な関心をもたなかったとみられる。(1) 三池炭鉱の官有についても、旧柳川藩と旧三池藩の採掘者間に生じた複雑な坑区境界紛争の解決を目的に「試ニ官行セン」としたに過ぎなかった。だから、その所管元であった工部省は、官有化して間のない六年一二月早くも官営中止を一旦内定したことさえあつ

た。(2)

こうした政府の炭鉱官有に関する消極的姿勢は、高島炭鉱の場合に如実なかたで現われている。すなわち、高島炭鉱は、明治初期のわが国において最も進んだ洋式の採炭体制を整えていた最大の炭鉱であつて、外資による乗っ取りを阻止するために官有化された。だが、政府は、外資の排除に成功すると、僅か一〇カ月余の官営後、後藤象二郎に払下げたのである。(3) したがって、政府工部省では、炭鉱を他の工部省系官業のように模範勸奨の事業として官営する意向がもともとなかったといえる。

その結果、三池炭鉱の官営も、明治六、七年には「定額金(工部省から供給される営業用資金―引用者注)増加新坑開鑿等ノ建議一モ許可ヲ得ル所ナシ」と停滞していた。けれども、八年に炭層や炭質の優秀性が明らかになって、また九年中国向輸出の成算が立つと、政府は、新たに近代的な出炭体制の整備と規模の拡張に着手することになった。そして、九年九月三池炭の一手販売権を与えた三井物産に、中国向輸出を開始させたのである。(4)

当時の伊藤博文工部卿は、この輸出開始の際、次のように国内販売よりも輸出を優先し、ダンピングに近い販売さえ辞さないことを三池炭山支庁に指示している。

「三池炭販売ノ要タル専ラ外国輸出ニ充ルニアリ敢テ内国ニ拘泥スル勿レ且其価値ノ如キモ仮令内国ニ貴ク外国ニ賤シキモ毫モ関スルナク苟モ原価ニ損失ナキコトヲ得ハ強テ得益ノ多寡ヲ論セス飽迄輸出ノ増加ヲ勉メ機ニ因ルアラハ内国販売ハ停止スルモ妨ケナシ」(5)

こうした工部省の積極的な輸出拡大策によつて、三池炭の輸出は、明治一二年頃から上海方面、ついで一六年頃から香港方面へ急増した。三池炭の出荷高に占めた輸出のウェイトは、第一表のとおり一三年三五%、一六年六一%、一八年七二%に高まった。なかでも上海市場

第1表 三池炭の地域別出荷高

(単位：トン)

	海外				国内					合計 (C)	A/C (%)
	(A)	上海	香港	新嘉坡	(B)	三池	島原	口ノ津	長崎		
明 6.7-6.12	-	-	-	-	13,579	13,579	-
7.1-7.12	-	-	-	-	63,397	63,397	-
8.1-8.6	-	-	-	-	49,969	49,969	-
8.7-9.6	-	-	-	-	96,232	96,232	-
9.7-10.6	1,842	1,842	-	-	59,119	60,961	3.12
10.7-11.6	2,654	2,654	-	-	55,691	58,345	4.55
11.7-12.6	9,736	9,736	-	-	96,380	106,116	10.10
12.7-13.6
13.7-14.6	60,349	53,830	-	-	112,790	71,666	2,929	5,170	876	173,139	34.86
14.7-15.6	66,094	59,946	1,990	-	96,945	56,738	4,719	5,439	818	163,039	40.54
15.7-16.6	64,546	60,695	3,851	-	81,056	38,500	7,264	5,381	2,955	145,602	44.33
16.7-17.6	99,839	68,107	23,031	5,116	65,131	30,535	9,429	12,114	10,651	164,970	60.52
17.7-18.6	148,707	86,265	51,679	-	95,452	39,518	27,877	5,564	19,813	244,159	60.91
18.7-19.3	128,401	45,593	65,357	6,952	50,038	20,178	6,639	5,281	11,321	178,439	71.96
19.4-20.3	183,692	61,265	110,583	6,492	99,516	41,730	18,531	15,378	10,626	283,208	64.86
20.4-21.3	219,874	67,518	123,921	18,456	109,848	53,799	13,220	19,496	15,278	329,722	66.68
21.4-22.3	126,444	32,234	59,391	18,343	124,124	49,001	19,455	21,342	12,847	250,567	50.46

各期「産鉱販売一覧表」(『三池炭山分局年報』)より作成

備考(1) 出荷高は、石炭とコークスの合計

(2) 明6~14年までは、1000斤を0.59524トンで換算した

(3) 明13.7~17.6までの出荷高の内、輸出分については「産鉱一覧表」と「各年度清国輸出高比較表」(『三池炭山分局年報』)の値に差違があるが、前者の数値を用いた。

においては、第二表のごとく一三年オーストラリア炭、英国炭だけでなく、高島炭など他の日本炭まで凌駕して一躍輸入炭のトップを占めるまでになっていた。

言うまでもなく、かかる輸出の急増は、明治九年から本格化した新坑の開発を中心とする近代的出炭体制の整備による出炭高の急増と結びついていた。官営期に開発された新坑は、四カ所の採炭坑をはじめに合計八坑(但し、一坑は未完成のまま払下げ)に及んだ。その上、主要坑道では、運搬や排水工程に蒸気機械力を導入して他の民間炭鉱を格段上回った出炭規模がきずかれただけでなく、周知のように多数の低廉な囚人が労働力として投入されたのである。

かくして、三池炭鉱の石炭「収入高」(売上高から三井物産委託販売費をマイナスした残額)は、第三表B欄のように明治一三年以降急増した。「収入高」(A欄)から「営業費」(C欄)をマイナスした「収益」(H欄)は、六、九、一五年を除いて黒字であった。官営期の「収益」累計は、一二三万二五〇〇円に達し、「興業費」として新坑開発など「規模ノ拡張ニ係ル建築構造等諸般準備ニ要スル費用」に投下された政府資金の累計一〇七万八六〇〇円を上回っている。(6) その上、この収益のほとんどが輸出による外貨収入であった。したがって、政府は、三池炭鉱を営利事業として次第に高く評価することになって、一三年政府財政の困窮を理由に着手した最初の官業払下げのリストに加えなかった。(7) また、一七年それまでほとんど払受希望者の現われなかった官業払下げを一挙に進めるために、払下げ条件の大幅緩和、および黒字経営の官営諸炭山の払下げに踏み切った際も、「佐渡生野三池阿仁ノ四鉱山ヲ旧ニ依テ官坑ト為シ、爾余ハ民業ト為スヘキ太政官ヨリ命セラル」(8) というように、三池炭鉱の払下げを依然認めなかった。

このような政府の三池炭鉱官有にたいする執着は、この時期の官業

払下げが政府財政の困窮によるものであった以上当然といえる。とくに、強力なデフレ政策を推進した松方正義大蔵卿(明治一四年に就任)は、工部省の無統一な模範官営や西欧技術の輸入に批判的であったが、三池炭鉱の官営を外貨獲得事業として高く評価していた。(9) そのため、彼は、官業の整理を進めた一方で、一七年六月三池炭鉱の年間出炭能力を三〇万トンから六〇万トンへ倍増する工部省の投資案を承認した。(10) また、一八年八月工部省が後述のように三池炭山当局へ民業の圧迫を理由とした出炭制限を命ずると、反対して翌九月この制限を撤回させた。さらに、一八年一二月工部省廃止によって一旦農商務省の所管になった三池炭鉱を翌一九年一月大蔵省に再移管させ、佐渡・生野金銀山とともに自省直轄の外貨獲得事業とした。この大蔵省への再移管は、この時期次第に高まりつつあった民間炭鉱からの三池炭鉱官営についての批判をかわす意図があったと推測される。

もっとも、松方は、このように三池炭鉱の官営を政府の利殖事業として高く評価したにもかかわらず、大蔵省移管後の一九年民業の圧迫を理由に自らも年間三〇万トンの出炭制限を一時命ぜざるをえなかった。その上、二一年四月三池炭鉱の民間払下げを決定したのである。

では、三池炭鉱の払下げは、どうして行なわれたのであろうか。いま、三池の払下げを振り返った場合、他の官業払下げにみられない特徴の一つに、三菱など民間炭鉱業者との市場競争によって生じた官営批判がある。こうした批判については、明治二一年三池炭鉱の払下げを報じた新聞雑誌などの論調に十分読みとれる。たとえば、『郵便報知新聞』四月一〇日号は、「斯る商業に属する事業を官府に属し置くは兎角に物議を免れざるものなるに依り此際断然政府の関係を絶方得策なりとの趣意より今度の詮議に及ひたる次第なり」(傍点は引用者記入、以下同じ)と、また『東京経済雑誌』四月二八日号は、「其の産出の多きと競売の烈しきとは終に上海市場に於て高島其の他の石炭

第2表 上海における石炭輸入先別の比較

(単位：トン)

輸入先		年次	明 9	13	14	15	16	17	18	19	20
オーストラリア			34,098	16,651	36,393	30,121	20,428	15,476	23,056	21,177	22,807
欧 米			14,551	7,406	12,374	7,758	3,392	11,870	7,448	3,253	744
中 国(開平)									1,014	3,500	8,128
台 湾			15,490	10,944	11,153	14,640	11,514	14,733	1,091	6,816	5,443
日 本	高 島		26,390	45,511	54,292	28,966	40,968	42,458	44,581	63,784	83,287
	三 池		3,000	58,965	56,265	88,510	53,860	70,740	79,514	48,951	54,688
	幌 内									4,940	10,010
	そ の 他		54,300	43,537	41,637	53,590	48,115	72,142	90,775	92,381	83,427
(A) 小 計			83,690	148,013	152,194	171,074	142,943	185,340	214,870	210,056	231,412
計 (B)			147,824	183,314	212,114	223,594	178,337	233,427	249,506	244,802	268,534
A/B (%)			56.6	80.7	71.8	76.5	80.2	79.4	86.2	85.8	86.2

備考 『農商工公報』36号(明21.2.15)

但し9年の分は「唐津石炭売捌方法並予算」(長崎県庁文書)に、15年の日本の分は『工部省沿革報告』明治18年の項によった。計は合わないものもあるがそのままにした。

(出所) 隅谷三喜男『日本石炭産業分析』昭43、186頁

第3表 営業の収支(イ)と興業費(ロ)

[単位：1000円]

(イ)

(ロ)

	収入高		総経費(営業費)					収益	(興業費)
	A	石炭コー クス分B	C	出炭経費 D	管理費 E	器械費 F	建築費 G	H	I
6.7-6.12	18.1	18.1	24.6	22.7	1.9	-	-	△6.5	(24.6)
7.1-7.12	79.6	79.4	56.5	49.7	6.7	-	-	23.2	(97.6)
8.1-8.6	67.3	66.8	36.9	32.3	4.6	-	-	30.4	(36.9)
8.7-9.6	135.7	135.7	93.7	83.1	10.6	-	-	42.0	(93.7)
9.7-10.6	84.4	79.3	86.3	72.4	13.9	-	-	△1.9	(177.8)
10.7-11.6	103.0*	94.4*	102.2	83.5	8.8	-	0.4	0.8*	38.2
11.7-12.6	210.3*	209.1*	164.5	146.6	8.8	-	2.2	45.8*	36.8
12.7-13.6	285.1*	270.2*	235.3	213.0	17.1	-	5.3	49.8*	35.1
13.7-14.6	396.5*	373.5*	342.7	309.2	21.8	-	11.6	53.8*	62.6
14.7-15.6	467.0*	461.0*	342.2	303.8	24.1	-	14.3	124.8*	64.4
15.7-16.6	375.2*	368.7*	412.7	304.1	32.0	44.2	32.4	△37.5*	39.3
16.7-17.6	437.3*	437.3*	318.4	224.0	34.7	23.6	36.1	118.9*	75.6
17.7-18.6	476.9	473.6	334.4	249.9	35.0	28.5	21.0	142.5	16.5
18.7-19.3	336.9	335.0	228.8	146.8	28.9	19.0	32.6	108.1	43.4
19.4-20.3	506.5	503.3	311.0	217.1	30.8	26.7	35.3	195.5	40.0
20.4-21.3	579.0	575.2	343.9	214.2	56.8	44.8	26.8	235.1	70.4
21.4-22.3	430.4	426.7	323.7	203.7	51.3	53.6	15.0	106.7	200.8

各期年報より作成

備考(1) 収入高は、売上高から海外輸出経費をマイナスし、さらに雑収入金をプラスした金額である。

(2) 収入高の米印は、年報のそれが出炭代価であるために修正したものである。

(3) 経費はすべて各期発生経費である。

(4) 出炭経費は、採炭費、製炭費の合計

(5) 管理費は、俸給、雑給、作場費、売炭費、雑件の合計

(6) 収益は、たんに売上高から各期発生経費をマイナスしたもので、今日の企業会計で普通いう利益でない。

(7) 興業費の()付は、10年興業費に組込まれたそれ以前の営業・別途・臨時金である。

(出所) 拙稿「明治初期三池鉱山の近代化過程」(明治大学『経営論集』第24巻2号、昭51 133頁)

を圧倒するに至り是に於て乎種々の苦情起れり蓋し此等の苦情は此回の払下に於て大原因なりしや疑ふべからざるなり」と述べている。(11) 事実、明治一二年以降の三池炭輸出の急増は、それ以前から中国向輸出に販路を見出してきた高島炭・唐津炭・多久炭などの民間炭にとって相当な打撃になっていた。一二年末三井物産上海支店長が三池鉱山分局長にあてた書簡は、「高嶋炭モ追々価ヲ低下シ、市場競争ヲ試ミ候勢ノ処、此頃遂ニ上海市場ヲ争フコトハ断念イタシ候哉ノ趣、先当山ニ取テハ一方安意ノ次第」というように、三池炭が上海市場において高島炭を圧倒したことを述べている。(12)

このように三池炭が日本の民間炭を輸出市場において圧倒した要因として、流通機構の違いを指摘できるであろう。というのは、民間炭は、いずれも外商によって輸出されていた。たとえば、高島炭の場合、英国商のジャーディン・マツソン商会による輸出であった。マツソン商会は、明治七年後藤に官営三池炭鉱の払受け資金を貸付けて以来、高島炭の輸出に関与することになった。その上、一二年五月高島炭の買付、販売に関する一切の権利をにぎる契約まで締結していた。(13)

こうした外商による輸出と違って、三池炭の輸出は、前述のように工部省が輸出価格を意図的に低く抑えた上に、種々の援助を与えて三井物産に委託した直輸出であった。工部省は、同社に売上高の二・五%を手数料として支払うほか、販売運送費も負担した。また一二年からは、この手数料に加えて輸出分収益の五〇%を販売リベートとして与えるとともに、船舶購入資金の特別融資、および石炭輸送の請負許可などの援助を与えた。そのため、三井物産は、たとえコスト割れのダンピング販売であっても売上高を伸ばすことで、利益の増加がはかれるようになっていた。(14) だから、民間炭鉱業者の官営批判は、後述のようにこうした販売の面に集中したのである。

ところで、民間炭鉱業者の中で最も活発に三池炭鉱の官営を非難し

たのは、三菱とみられる。三菱は、明治一四年三池炭鉱と並んで当時わが国有数の近代の出炭体制をそなえていた高島炭鉱を後藤から八六万円で買収していた。この買収は、高島炭鉱の資金繰りが三池炭との競合などによって極端に悪化したためであった。しかし、三菱による買収後も、石炭の輸出は、先に後藤とマツソン商会との間に結ばれた契約が有効であって、依然として同商会を通じなければならなかった。(15) したがって、三菱は、三池炭との競合関係のもとで販売面の劣勢を挽回する切り札となる高島炭の直輸出など自社独自の対抗策をとる余地が限られ、いきおい別の手段、つまり三池炭鉱の官営批判といった政治行動に活路をひらこうとしたのであろう。

また、政府も、三池炭の海外市場における高島炭など民間炭の販路を早くから認めていたと思われる。たとえば、三池鉱山分局は、明治一六年工部省に「当山炭ハ専ラ之ヲ海外ニ輸出シ、内地人ハソノ功用ヲ知ラス。故ニ鉄道工作等ノ官局ハ勿論官省諸工場ニ使用セハソノ価値民炭ヲ購フヨリ廉ニシテ人民モ亦該炭ノ功用ヲ知得シ、遂ニ内地ノ需要ヲ増スニ至ラン」と上申し、輸出だけでなく国内販路も開拓する方針を打ち出している。そして、同年一〇月神戸港に三池炭専用の揚陸用地を確保した。(16)

もっとも、こうして国内販売に関心をむけながらも、輸出のウェイトは、第一表のごとく一六年六一%、一八年七二%へと上昇した。そのため、工部省は、一八年八月三池鉱山当局に「官業ヲ増殖スレハ民業自カラ減耗スルヲ以テ、省議シテ官採量ヲ減シテ拾五万噸ト為スヘキ」として、民業を圧迫を避けるための生産制限を短期間ながら発令したのである。(17)

なお、この出炭制限に先立つた同年七月、三池鉱山分局長小林秀知は、「弁駁書」を工部省に提出している。そのなかで、彼は、三池炭の輸

出によって打撃を受けるのが高島炭などの日本炭でなく、英国・オーストラリア、米國などの外國炭であると主張した。また、当時高島炭の業績が低迷していた理由として、外國人技術者の雇入れなどから人件費が過大なこと、「坑内修繕費」も多額なことなどを指摘し、

「其得失相償ハサルモ亦万止ヲ得サルナリ」と言つてはばからなかつた。(18)

ともあれ、このように民間からの官営批判が高まってきたなかで、三池炭は、第一表のごとく明治二〇年頃から国内の販売も伸ばすことになった。その結果、輸出の競合した一部の炭鉱業者だけでなく、国内需要だけに依存した他の民間炭鉱業者も、三池炭との競合から強弱の違いがあつても一様に官営炭鉱の存在を束縛と感じ出して、その官営批判に同調するに至つたと考えられる。

この頃になると、国内炭鉱業は、工場用炭を中心とする国内需要の増大に結びついて、ようやく民間炭鉱中心の本格的な成長期を迎えていた。とくに、やがて日本最大の石炭産地になる筑豊炭田においては、夥しい数の中小坑主に混じて、貝島太助、安川敬一郎、麻生太吉、また許斐鷹助など地元の革新的炭鉱業者もすでに炭鉱経営に乗り出していた。そして、筑豊五郡の採炭高は、明治一三年の一八万トンが一七年二五万トン（同調査による三池炭鉱一四万トン）、一九年三一万トン、二一年六〇万トンへと増大した。(19) こうした筑豊における石炭生産の拡大によって、一九年国内の石炭市価が下落する事態も生じていた。(20)

その他、一八年には筑豊で最初の有力な業界団体となる筑豊石炭坑業組合が組織された。この組合は、石炭販路の拡張、運搬手段の改善、鉱業上の諸手続きの円滑化などに取組むとともに、一八年末筑豊一帯の増借区出願が海軍予備炭田指定に関連して差し止めになると、役員を東京に派遣するなど反対運動を繰りひろげていくのである。(21)

このように明治二〇年頃の筑豊炭鉱業は、三菱など「中央資本」の進出を二、三年後に控え、未だ停滞的であつたといわれるが、実際には地元の中小炭鉱業者によってかなりの生産拡大が行なわれていたのである。(22) それゆえ、政府も、一五年に石炭坑区の借区最小面積を一万坪へ引き上げ、ついで一八年以降筑豊地方の主要な坑区は海軍予備炭田としての封鎖や撰定坑区の実施などによって、小坑の乱立と乱掘を規制していくことになつたのである。

かくして、国内需要の増大を契機に本格的な成長期を迎えた民間炭鉱業において、輸出だけでなく国内市場でも一段と競合関係を強めていく官営三池炭鉱に一層批判的な雰囲気が高まっていったことは容易に想像されよう。(23) このことは、明治二〇年頃の新聞雑誌などの三池炭鉱についての記事からも窺うことができる。

たとえば、『朝野新聞』明治二〇年一月一五—一八日号は、「官有山の利害を論ず」とした社説を連載し、三池炭の不当なダンピング輸出によって他の日本炭輸出が打撃をうけていること、三井物産が「工業上の損益如何を顧みるを要せず」手数料収入の増大のみを目的に売上げの増大をはかっていること、また同社が石炭輸送の請負によつても法外な利益を得ていることなどを攻撃した。その上、こうした弊を改める方策として、民営移管化を提唱し、次のように三井物産への無償払下げでも構わないとさえ極論している。

「若し夫れ政府にして三井物産会社に向て特別の恩恵を与んと欲せば三池炭山の所有権を挙げて之を該会社に賜与すべし設へ故なく官物を一私人に賜与するは不当の事なるにもせよ其弊害は猶ほ今の委託販売より生ずる弊害よりも浅鮮なるべし其故は他なし該会社にして其所有権を有し自ら其事業を営む時は自ら其損益利害を蒙るが故に如何に激烈の競争を開いて他の同業者を圧倒せんと欲するも復た其生産原価を償はざる程の低価を永久に継続する能はざる：其委託販売の利益は

彼の莫大の価値を有する所の三池炭山を無代価にて賜与せられるよりも更に利益ある者にあらずや」(24)

ところで、この『朝野新聞』の民営移管化の主張は、三菱の主張するところであった。すなわち、『大阪日報』明治二〇年一月一八日号は、同月一五日付『毎日新聞』(横浜毎日の後身)の記事であるとして次のように転載している。(25)

「三菱の方にては其筋の有力者に対して説を持ち出して曰く三池炭山は願くは官有たるを止て物産会社なり又は他人になり相当代価にて御払下ありたし当三菱社に於ては政府が物産会社へ無代価にて御払下になりたるも只今物産会社の爲めに苦しめらるるに比すれば過ぐる万々の儀候今物産会社が炭価の如何を問わず過度に外人に石炭を売るに依り、利する所の者は物産会社及び石炭を使用する外人等にして損する所の者は三菱社を始め九州地方百余の炭山所有者に候」

この時期の三菱は、明治一八年の岩崎弥太郎死去と海運事業の日本郵船への分離・傍系化から間がなく、鉱山事業、とくに高島炭鉱を最主力部門として企業活動の立て直しを急いでいる最中であつた。したがつて、官営三池炭鉱による高島炭鉱の圧迫を三菱全体の死活的問題として捉え、政官界有力者への活発な裏面工作を辞さなかつたのであろう。(26)

一方、大蔵省は、先の『朝野新聞』による攻撃に過敏ともいえる反応を示した。その社説が連載中の一月一八日早々と同新聞社に反論書を送り、三池炭の輸出がコスト割れ販売でなく、三池鉱山当局の指定価格であること、石炭の請負運賃を一六年以降引き下げていることなどを主張した。さらに、同月一八日再度詳細な補足的反論も行なつた。(27)

しかし、このような官営三池炭鉱の正当な営利的性格を強調した大蔵省の弁明によつては、当時の新聞雑誌をはじめとした世論が官業を

模範勸業事業であると基本的に捉えていた以上、民間炭鉱業による官営批判に十分対抗できなかつたといわざるを得ない。それだけでなく、あくまで政府直轄の外貨獲得事業として保持しようとした松方の企ては、「正金を輸入するの道は何程もあるべし現に海外輸出を爲す所の商売は時価を以て正金を政府に納むるの例もあれば如何なる方法を以てするも容易に正金輸入の目的を達し得らるるべし」(28)と根底から問われることになつた。

かくて、政府外部からの批判が一段と高まつた中で、明治二一年二月三菱と関係の深い大隈重信が外務大臣として入閣すると、政府内部においても大隈の主張する財政整理の終了化に絡ませて三池炭鉱の払下げが論議されることになつた(29)。その結果、政府は、松方大蔵大臣の反対を抑え、二一年四月大蔵省に翌二二年一月を期して三池炭鉱を民間に払下げることとを決定、公示させたのである。

(21) 通産省編『商工政策史』第二二卷、昭四一、四八七―七〇頁

(22) 前掲『明治初期三池炭山の近代化過程』一一―一二頁

(23) 三菱鉱業セメント編『三菱鉱業社史』昭五一、三六一―四〇頁。

(24) 幌内炭鉱は、北海道開拓の一大事業として官営が行なわれ、明治二二年民間に払下げられた。また油戸炭鉱は、佐渡・釜石両官有鉱山へ石炭を燃料として供給するために官営が行なわれ、一七一年民間に払下げられた。

(25) (4) 三池鉱山分局『三池鉱山第二次年報』明七、九七―八頁。『三池鉱山第四次年報』明八・九、一五五―一八八頁(『三池鉱山に関する記録・上・明六一―一二』明治大学所蔵)。前掲『官営三池炭鉱と三井物産』二〇六―一八頁。工部省は、九年七月まで三池炭鉱へ他の官営鉱山のように専属の外国人技術者を常駐させなかつた。

(26) 前掲『三池鉱山第五次年報』明九・一〇、二四七―五〇頁

(27) 第三表の興業費合計は、一一五万三〇〇〇余円となる。しかし、『三池鉱山第一〇次年報』明一四・一五(一三年以降の年報は、財団

法人三井文庫の所蔵である)によると、一五年にそれまでの興業費累計のなから七万五〇〇円が営業費累計に転記されている。そこで、この修正に従った。ところで、興業費は、各年度別途に支給される政府資金によって充たされた。ただし、それは純然たる設備費でなかった。というのは、当時未だ固定資産の減価償却費などを経費として処理する考え方がなく、現有の事業維持に必要な支出まで興業費に含まれていたためである。また、営業費は、通常の業務活動にともなう支出であって、前以って本省から支給されていた「工業資本金」が充たされた。

(7) 大蔵省編『工部省沿革報告(明二二)』(『明治前期財政経済史料集成』第一七卷一、昭三九、六四頁)、民間からの三池炭鉱払下げ出願は、それ以前からあった。たとえば、東京の某商人は、明治八年大隈重信大蔵卿がはじめて官業払下げを献策した際、三池の払下げを出願し拒否されている。

(8) 同上書、六七頁

(9) 松方は、明治六年租税権頭として『国家富強ノ根本ヲ奨励シ不急ノ費ヲ省クヘキ意見書』を献策するなど、模倣的西欧化をめざした殖産興業政策を早くから批判していた。一三年内務卿として著わした『財政管窺概略』では、「勸奨ノ法固ヨリ多シト雖トモ現今政府ノ事業ニシテ民業ニ属スル者ハ有志人民ノ請願ニ応シテ下付スヘキ者ハ勸メテ之ヲ下付スヘシ」と官業の整理を主張した一方、三池炭鉱の官営を「正貨ヲ吸収スルノ要」の一つと評価した。(前掲「殖産興業政策論」一四〇頁。小林正彬「明治官僚の勸業理念と批判者の理念」(関東学院大『経済策』第八六集、昭四六、三六頁)。前掲「工部省所管事業の払下げと三池炭鉱の払下げ」九三頁の注二三)

(10) 前掲「工部省沿革報告」一一四頁。松方は、このプランを承認する前に、三井物産社長益田孝へ三池炭の販売見通しを問い合わせ、増産分の販売について同意を得ている(益田孝「三池炭礦と海外売炭回顧」(『石炭時報』第一〇巻八号、昭一〇、三六一七頁)。長井実「自叙益田孝翁伝」昭一四、一九八一二〇〇頁)。

(11) 民間からの官営批判を払下げの主因とした見解は、他に二一年四月二四日の『郵便報知新聞』、八月一九日の『東京日々新聞』などにみられる。

(12) 前掲「官営三池炭鉱と三井物産」二二三頁

(13) 前掲「三菱鉱業社史」三九頁

(14) 三井船舶編『創業八十年史』昭三三、二四一七頁。三井鉱山『三池鉱業所沿革史稿』第一巻(三井鉱山所蔵)三六五―六、三七九―三八四頁

(15) 高島炭鉱の出炭高は、明治八年一三万トン、一二年一九万トン、一三年二二万トンである。また三池炭鉱は、八年一〇万トン、一二年一四万トン、一三年一七万トンであった。なお、三菱による高島炭鉱の買収については、小林正彬「高島炭坑における官収と払下げ」(前掲『経済系』第一〇一・一〇二集、昭四九)、「高島炭鉱における三菱買収の意義」(同上誌、第一〇三集、昭五〇)を参照されたい。

(16) 前掲「工部省沿革報告」一一二―一三頁

(17) 同上書、一一六頁

(18) 前掲「三池鉱業所沿革史」第一巻、四〇五―七頁

(19) 『筑豊石炭礦業史年表』昭四八、一一九、一三三、一四三、一五一頁。なお、出炭高についての典拠史料は、一三・二一年が『福岡県統計書』、一七年が『福岡県勸業年報』、一九年が『官報』である。一〇〇〇斤を、〇・五九五二四トンで換算した。

(20) 前掲「官営三池炭鉱と三井物産」二四三―四頁

(21) 吉貝実編『筑豊石炭鉱業界五十年史』昭一〇、二一五、七〇―七一頁。田川市『田川市史』昭五一、八五九頁

(22) 前掲「田川市史」八一―一二頁は、こうした一〇年代の筑豊炭鉱業の発展について、次のように述べている。

「明治二〇年までの筑豊地方は生産量においてはまだまだ全国の中心的位置を占めることはできなかったが、相対的にいえば一〇年代以降、比重をつよめ、一定の発展の途上にあつたとみてよく、従来の通説のようにこの時期の筑豊石炭鉱業はきわめて停滞的であつたとは言

いられないのである。」

(23) もっとも、三池官営にたいする筑豊炭鉱業者の具体的な考えは、史料を欠くために不明である。ただし、当時の海軍予備炭田封鎖の反対運動から推して、業界の利害が絡む問題にある程度共同の形をとって政治的働きかけを行なえるようになっていたことには、留意する必要がある。

(24) 『朝野新聞』明治二十一年一月一八日

(25) 国立国会図書館版の『毎日新聞』マイクロフィルムには、一月一五日号が落丁している。

(26) 前掲『三菱鉱業社史』一〇、六〇一八頁

(27) 『朝野新聞』明治二〇年一月二〇、三〇日。前掲「工部省所管事業の払下げと三池炭鉱の払下げ」八四一六頁。このほか、大蔵省は、二十一年一月から三井物産だけでなく日本郵船にも香港までの三池炭輸送を請負せることにした（前掲『三池炭山第一六次年報』明二〇・二一）

(28) 『朝野新聞』明治二〇年一月一七日

(29) 『男爵団琢磨伝』上巻、昭一三、一九〇頁。前掲『自叙益田孝翁伝』二八七―二九一頁

(三) 払下げ最低価格の算定根拠

大蔵省は、明治二十一年四月二一日「三池炭山払下規則」（以下、「払下規則」と略記）を公示し、四〇〇万円以上の価格による競争入札をもって払下げるとした。この四〇〇万円といった最低価格は、それ以前の官業払下げに例のない高額のたため、「世人は一驚を喫して目を瞠った」といわれている。(1) ちなみに、明治七年の高島炭鉱払下げ価格は五五万円であり、一七年の院内銀山は一七万円、一八年の阿仁銅山は三四万円、二〇年の長崎造船所は四六万円、またその後二九年の佐渡・生野金銀山も併せて一七三万円に過ぎなかった。(2) そのため、四〇〇万円以上なる大蔵省公示価格の算定根拠を説明すること

は、三池炭鉱払下げを研究する上で、重要な論点となってきた。

周知のごとく明治政府は、官業の払下げ価格を明治一七年以前には「営業資本金」と「興業費」の合計、つまり投下資金の全額を基準に算定した。しかし、一七年以降は、官業払下げを一挙に進めるため、現有の「財産評価額」に若干の「貯蔵物品」代を加えた額へと大幅に減額した。(3) しかるに、三池炭鉱払下げにあたっては、投下資金全額がすでに償却済であることなどから、こうした価格算定法をとらなかつた。

それでは、四〇〇万円といった最低払下げ価格がどのように算定されたかを検討しよう。

この価格の算定根拠については、これまでもいくつかの推定が行なわれてきた。なかでも、五%の収益率によって明治一九、二〇年の収益から資本還元したとする説、および松方大蔵大臣によって政治加算が行なわれたとする説は、相対立しつつ一応有力な通説的見解になってきたといつてよいだろう。(4)

五%の資本還元によるとした説は、大蔵省公示の「払下規則」を報じた『朝野新聞』、『郵便報知新聞』、『東京経済雑誌』などに相次いで論評されたもので、近年（明治一九年あるいは二〇年）の収入を約五〇万円、支出を約三〇万円、差引き収益を約二〇万円と概算し、その収益が四〇〇万円の五%に相当するとしたことによる。(5)

しかし、この説には、次のような二つの疑問がともなう。第一は、ここでいう五%なる低い利率の根拠が不明な点である。私の調べた限りにおいて最も早く五%なる数値を報じた『朝野新聞』二十一年四月二二日号は、「入札の目安を四百万円と定めたるは如何なる計算に拠りしか知らざれども……十九年度の如きは収入金五十万六千四百六十三円五銭支出金三十一万二千二百八十一円七厘差引金十九万五千四百五十円二十三銭三厘の利益を得たり左れば目下の計算を以て該山を四

百万円に払下げ是より一年の利益十九万五千円を挙ぐる者とせば即ち資本に対し五分の利益を得べき筈なれば其評価四百万円なるものは右の勘定より割出したる者と知られたり」と述べている。つまり、五%なる数値は、近年の収益を大蔵省公示の最低払下げ価格で除算して推定したに過ぎないこととなる。また、第二の疑問は、後述のように大蔵省が明治二二年以降の年間予想収益を二六万余円と試算していたにも拘わらず、近年の収益約一九万円（あるいは二〇万円）といった過去の大まかな収益を算定根拠の一つにしたことである。すなわち大蔵省は、先の「払下規則」を公示した直後に、次のような「三池礦山取調書」（以下、「取調書」と略記）を入札希望者の参考資料用に公表していた。

「三池礦山取調書

三池石炭礦明治二十一年度より同三十五年迄十五ヶ年賦此代金四百万円払下計算書

一、収入金二千五百七十七万七千四百二十七円零二銭 売却炭総代価

二、内経費金千七百六十六万三千零六十九円七十二銭七厘

海外販売炭係費及営業費共総計高但三井物産会社分益を除

營業費金六十四万二千二百五十円

但一ヶ年金四万五千円の積り

利子金百零三万五千五百円

但初年度納百万円並物品代価即營業資本に当る二十万円に對する年六朱利金

合計金千八百八十三万九千八百九十九円七十二銭七厘

差引

金二百七十三万七千六百零七円二十九銭三厘

益金

一、年賦金三百万円

差引金二十六万二千三百九十二円七十銭二厘 不足

明治三十六年度より四十二年度に至る七ヶ年間に於て資本金全額償却計算書

一、純益金百八十四万九千九百六十円

一ヶ年金二十六万四千二百八十円宛七ヶ

年分合計高

内

資本金百四十六万二千三百九十二円七十銭七厘

初年度納金百万円並物品代価即ち營業資本に當る二十万円及び

明治三十五年度不足金二十六万二千三百九十二円七十銭七厘合計高

計高

利子金三十六万八千四百四十一円八十銭三厘

資本金に對する七ヶ年間六朱の利子合計高

合計金百八十三万五千三百四十四円五十一銭

差引金一万九千四百二十五円四十九銭 剰余

調査凡例

一、収入金は一ヶ年度石炭四十万噸の見込にして価格八二十一年度予算に因て算出す

二、營業費は第一号明治二十年度より同二十九年迄十ヶ年間の予算に因り四十万噸の割合を以て計算す

三、三井物産会社分益金は創業の際特別を以て成立たるものに付營業費の内より之を除く

但同会社百分の二半口銭は營業中に包含す

四、興業費は一ヶ年四万五千円を以て算出す

五、明治二十一年度は二十二年一月一日より三月三十一日迄三ヶ月間に於て二十二年より三十五年度迄八十四ヶ年三ヶ月分及び三十六年

度より四十二年度迄七ヶ年分の収支を計算す

、利子ハ初年度納金百万円並に物品代価即ち營業資本に當る三十万
円及び三十五年度末不足額に対し年六朱を以て算出す

三池鉦山局貯蔵物品

、金三万五千三十九円三十三銭 明治二十年十二月末現在高

右ハ払下規則第八条に掲ぐる貯蔵物にして四百万円以上評価額の外な
り

明治二十年十二月現在財産価格明細書

自起業
至本年 營業費所屬財産調査

名称	廿年三月より越高 円	本年増減 円	現在価格 円
地所代	二、四四一、八四九	増 一、三八四、一八六	二、三七二、六〇三
諸建築代	六、一六八、〇二四	増 〇、一八六、五七八	七、一八六、六〇二
諸器械代	一、三二八、二九六	増 六、六七七、一六五	一、九九六、〇一三
船舶代	三、一八一、〇〇〇	減 一、〇三二、八〇二	三、一八一、〇〇〇
車道代	三、六一八、二九七	増 六、六七三、八二五	三、五一一、〇九五
堅横坑代	一、一六九、八三〇	増 一、二九二、四五二	一、二三六、五七六
蓄水掘	一、一一二、四五二	増 一、八〇〇、〇〇〇	一、二九二、四五二
構造代	四、九四四、三七一	増 八、一〇四、二二二	五、七五四、七九四
備品代	六、三三二、七七八	増 一、三二〇、一八三	七、六七二、九四一
雑品代	四、七一一、四七七	増 九、八〇八、五九二	五、六九六、〇〇七
總計			

此財産は払下規則第十一条に掲ぐる資産にして四百万円以上評価額
の内に含有す

埋蔵総炭量

二億三千四百六十三万二千五百噸

明治十六年概測及び二十年度実測合計高

内

百二十六万七千八百四十三噸

自明治十六年至同二十年掘採高

残

二億三千三百三十六万四千六百五十七噸

此内

七千七百七十八万八千二百十九噸

将来掘採の際に於て凡そ三分の一消散棄却す

べき見込高

差引

炭量一億五千五百五十七万六千四百三十八噸

明治二十一年度以降採取すべき高

右ハ三池鉦山局に於て明治十六年及び二十年度にボーリングを御し
て測量せられし三池炭山の分限なり

明治二十年度より向ふ十ヶ年間収支算書但し十九年度末に於て官行
継続の見込を以て概算したるものなり

年次	自明治二十年度向十ヶ年間出炭高概算予算					合計
	勝立坑	七浦坑	大浦坑	宮ノ浦坑	合計	
二十年	〇	二、三〇〇、〇〇〇	七、二〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一六、七〇〇、〇〇〇
二十一年	〇	二、三〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇
二十二年	〇	二、三〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇
二十三年	〇	二、三〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇
二十四年	〇	二、三〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇
二十五年	〇	二、三〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇
二十六年	〇	二、三〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇
二十七年	〇	二、三〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇
二十八年	〇	二、三〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇
二十九年	〇	二、三〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇
合計	〇	二、三〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇

記事新企坑ハ川尻村諏訪近傍に位地を獲み二十四年度に於て起工し
二十九年度に至り竣成同年度より採炭創始の見込但し同年度に二万
噸採掘の見込なり

自明治六年七月創業 收支積算總計表
至明治二十年三月

興業費	八〇七、四九五・九九二
營業費	二八六、七二〇・四・八三二
収入金	三九八、六〇八・三七六
収支差引残	三〇六、九〇七・五五二

即ち二十一年度の純益金とす

(出所) 『東京經濟雜誌』第四一七号(明二一)五八八―九頁

この「取調書」は、四〇〇万円と仮定された払下げ代金が将来の収益によっていかに償却できるかの概算を示している。これによると、大蔵省は、明治二二年以降一五カ年の収益見込を三七七万三〇七円(「三池石炭礦明治二十一年度より同三十五年迄十五カ年賦此代金四百万円払下計算書」の「益金」と、経費として計上されている「利子金」の合計)、すなわち一二月平均で二六万四七九円四五六と試算していた。したがって、近年の収益一九万余円あるいは二〇万円といった過去の大まかな数値を四〇〇万円なる価格の根拠にしていたとは考えられない。

このように五%の資本還元によるとした説が多分に説得的でないこともあって、小林正彬氏は、昭和四〇年この価格を「根拠不明」な政治加算によるものと推定した見解を表明された。すなわち、前掲「取調書」の末尾にある「自明治六年七月創業・至明治二〇年三月、収支積算總計表」の「營業費」二八六万余円を過大であると見て、なんら実際の支出をとまわらない「無形の營業費まで払受人側に弁済させる」厳しい政治加算が松方によって行なわれたと推定されたのである。(6)しかし、この説にも、次のような疑問がともなう。つまり、ここで過大とされた「營業費」は、毎期の『三池鉾山年報』から作成した前掲第三表の総経費(營業費)累計額三〇九万余円から明治一〇年六月の決算において「興業費」勘定に転記された一〇年六月以前の総経費累

計二九万八〇〇七円をマイナスし、次に一五年六月「興業費」勘定から逆に転記された七万四九三三円をプラスした額にほかならず、具體的支出のない架空の経費を含んでいなかった。したがって、四〇〇万円なる払下げ最低価格の根拠が政治加算によるものとも考えられない。(7)

以上のように、従来の代表的な二つの見解には、ともに疑問な点がある。そこで、四〇〇万円なる価格の根拠について、大蔵省の公表した先の「取調書」によってあらためて考察しよう。

まず、その巻頭に掲げられた「三池石炭礦明治二十一年度より同三十五年迄十五ケ年賦此代金四百万円払下計算書」によると、四〇〇万円と仮定した払下げ価格の内、初年度納入金として払受人が二二年末までに支払う一〇〇万円を除く残りの割賦金三〇〇万円は、その後毎期の益金により三五年程度までに二六万円の不足を残してほぼ償還されること示されている。ここで注目されることは、その間の支出金として「経費・興業費」のほかに、「利子金一〇三万五五〇〇円」が「初年度納百万円並物品代価即營業資本に当る二〇万円に對する年六朱利金」として計上されていることである。このように「利子金」が計上された理由は、大蔵省の公示した三池炭鉾の払下げ期日が明治二二年一月でなく、代金完納の見込まれる三五年末であったことによると思われる。というのは、二二年四月に公示された「払下規則」は、第一条において「三池礦山ハ明治二十二年一月一日ノ現形ヲ以テ払下ケルモノトス」、また第九条に「払下代金ハ十五ケ年賦ニシテ払下ヲ許可セラレタル日ヨリ十日以内ニ証拠金トシテ金貳拾万圓ヲ納付シ第一回年賦金八拾万圓ハ本年十二月十五日納付シ殘金ハ之ヲ二十八分シ明治二十二年ヨリ毎年六月十五日十二月十五日ニ其壹分ツツ上納スヘキモノトス 但証拠金及第一回年賦金ノ上納ヲ了セサル間ハ礦山ヲ引渡サス」と定めながら、第一〇条において「礦山代価年賦金半年以上延滞

スル時ハ既納ノ証拠金年賦金ハ礦山拝借料ト見做シ之ヲ返付セス直ニ礦山ヲ取上クヘシ」との制限事項を加えていた。その上、大蔵省は、「払下規則」公示から五日後の四月二十八日「大蔵省告示第五四号」にて、「該石炭礦払下ハ礦山ノ營業權並ニ付屬資産ヲ払下クルモノナレハ三池礦山払下規則第九條期間中ハ貸下ニシテ年賦完納ノ上ハ日本坑法ニ拠リ借区ヲ引受クヘキ儀ト心得ヘシ」と、一層直截に三五年まで払下げにならない旨を言明している。(8)

したがって、明治三五年末まで払受人が每期払込む一五カ年賦金は、いわゆる前払い金の性格をもつと理解される。そこで、実質的な三池炭鉱払下げ価格は、四〇〇万円以上の落札価格のほか、「払下規則」第八條において二一年中に別納すべしとされていた「貯蔵スル物品及ヒ既ニ採収シ未販売ノ石炭」代価二〇万円⁽⁹⁾と、こうした前払いに当然付随するべき利子金を合計した額になると考えられる。つまり、この前払い利子金が先の「利子金」一〇三万五五〇〇円ということになる。

換言すると、四〇〇万円の払下げ最低価格は、払受人の三池炭鉱にたいする所有権が確定する三五年末まで実質上の払込みになる右の合計金額五二三万五五〇〇円から別払いとなる貯蔵物等の代価や前払い金利子相当額を割引いた額であったと考える。なお、「利子金」が二一年の初年度納入金に限って計上されているのは、残りの割賦金⁽¹⁰⁾が二一年八月に予定している開札の結果をまたないと具体的に確定しないためと思われる。

では、五二三万五五〇〇円となる実質の払下げ最低価格は、いかなる算定根拠をもつのであろうか。結論を先回りして述べると、明治六年七月以降二〇年三月までの官営期間平均収益率によって、二二年以降の年間予想収益高から資本還元した評価額をまず算出し、それに二〇年一二月末の貯蔵物品を高をプラスしたものであると考える。す

なわち、「取調書」末尾の「収支積算総計表」等によって算出した二〇年三月以前一四年間の平均収益率は、五・〇九一％である。⁽¹¹⁾ また、二二年以降の年間予想収益高は、前述のごとく二六万四七七九円四五六である。この収益高を前者の収益率によって除算することで資本還元した評価額は、五二〇万九三一円一五六となる。これに払受人の別納となつている「貯蔵物品」在高三万五〇三九円三三⁽¹²⁾を加えると、五二三万五九七一円余になる。したがって、前述した四〇〇万円の公示価格が実際に意味する五二三万五五〇〇円と僅か四七一円の差で符合することになる。

以上のことから、大蔵省公示の四〇〇万円といった三池炭鉱の払下げ最低価格は、従来いわれるような過去一、二年の収益を四〇〇万円で除算した5%の数値をもとにした資本還元によるのではなく、また政治加算によるものでもなく、一四カ年に及ぶ官営期の平均収益率をもとに今後の予想収益から資本還元したかなり合理性の高い算定根拠をもつことが分かる。ちなみに、三池炭鉱の払下げ確定年度が三五年末まで延ばされたのは、払下げに反対の松方蔵相が払受人の割賦金滞納などによる払下げの中止、すなわち再官有化を期待し、かつ見込んだためと推測される。⁽¹³⁾ しかし、その場合も、彼が払下げ価格に恣意的な政治加算を行なって最初から払下げを阻止することは、前節で見たとような払下げ決定にいたる経緯から推して難かしかつたと思われる。

(8) 『官報』明治二一年四月二一日。前掲『男爵団琢磨伝』上巻、一九二頁

(9) 前掲「近代産業の形成と官業払下げ」三二四―三五頁

(10) 同上書、三二〇―三五頁

(11) 上記の二説のほか、団琢磨は、松方が故意に払下げを阻むために、三池炭鉱の膨大な埋蔵炭量をもとに四〇〇万円以上という高価格を算出したと述べている。また田中修氏は、5%資本還元説に一応

同意しながらも、明治二〇年以前の官業払下げによって回収できなかった投下資金累計四四七万余円の償還をねらったふしがあると推定している。さらに上妻幸英氏は、三池炭鉱官営期の支出金累計額の回収をねらったと推定している。しかし、こうした諸見解は、具体的な論証を欠いたり、論証プロセスに難点があつて疑問と思われる。(前掲『男爵団琢磨伝』上巻、一九〇二頁。前掲『工部省所管事業の払下げと三池炭鉱の払下げ』八八頁。上妻幸英『三池炭鉱官業払下げ価格について』(『日本歴史』第二七号、昭四六、六八―七五頁)

(5) 『朝野新聞』明治二十一年四月二二日。『郵便報知新聞』二十一年四月二四日。『東京経済雑誌』第四一六号、二十一年四月二八日、五四二頁

(6) 前掲「三池炭鉱の払下げについて」四七―九頁

(7) 前掲「明治初期三池炭鉱の近代化過程」一三二頁。前掲『三池炭山第一〇次年報』明一四・一五。小林氏は、「営業費」を過大と見る別の理由として、石塚裕道氏の集計になる明治六年から一八年末までの三池炭山分局「興業費」と「営業費」の合計が七五万五〇六二円であることを指摘された。だが、この額は、工部省が必要に応じて支給した「別途費」や「興業費」用資金の合計であり、三池炭山の「工業資本金」や「収入金」を元手として支弁した「営業費」を含んでいないことに留意されなければならない。(前掲「三池炭鉱の払下げについて」四八頁。石塚裕道「殖産興業政策の展開」(前掲『日本経済史大系・五』四六頁の第一表)

(8) 『官報』明治二十一年四月二一、二六日

(9) 「払下規則」第八条は、「三池炭山局ニ貯蔵スル物品及ヒ既ニ採取シ未販売ノ石炭ハ礦山代価ノ外ニシテ該礦山払受者ハ帳簿ニ記載シ運送其他ノ実費ヲ合セタル代価ヲ一時ニ上納シ払下ヲナスヘキ義務アルモノトス」と規定している。なお、二〇万円といった額は、「取調書」中の前述した「利子金」の但書きにある「物品代価即営業資本に当る二〇万円」である。

(10) このように公示価格が前もって前払い金利子相当額を控除した

割引価格のために、「払下規則」第二条に「礦山代価年賦金ハ他日何等ノ事情アルモ延期又ハ減価又ハ利引ケ一時上納ヲ請願スルヲ許サス」としたのであろう。

(11) 明治六年から二〇年までの平均収益率は、

収入金累計	一億九千九百九十九萬九千九百九十九圓
償還額	一億九千九百九十九萬九千九百九十九圓
純利益	三、九八一、五〇八圓
平均	3,981,508円376 - 2,867,204円852
総額	807,495円992 + 215,000円 + 569,600円477
平均	0.05091

(付記) ①興業費は全額償却済、②営業資本金は前掲各期「三池炭山年報」から抽出、③財産評価額には、「営業資本金」から充当された「貯蔵物品」代を含まない。

(12) この「貯蔵物品」代は、「払下規則」第八条に規定された「貯蔵スル物品及ヒ既ニ採取シ未販売ノ石炭」代価二〇万円の中に含まれている。

(13) 前掲「三池炭鉱の払下げについて」五三―五頁

(四) 三井による落札と三菱の動き

最後に、三池炭鉱の入札競争における三井と三菱の企業行動の違いを検討しよう。

大蔵省における三池炭鉱の入札による払下げの決定は、まさにその時期取扱品の比重を従来の米穀から三池炭をはじめとする石炭に移しつつあった三井物産にとって大きな衝撃であったといわれる。そこで同社社長益田孝は、当時業績不振の著しかった三井銀行から相当な苦心の末に一〇〇万円の融資をおおぎ、万全の注意を払って応札することにしたのである。彼は、三井銀行に融資を依頼した際、同行副長西島虎四郎に次のごとく三井物産と三池炭の結び付きを力説した。

「物産会社が上海だの香港だの新嘉坡だのに店を持って居るのは、三池の石炭を輸出しているからである。政府が三池炭礦を払下げることになったのに三井がそれを手に入れなければ海外の店を引揚げな

ればならぬことになる。そうなれば海外発展と云うことは到底出来ない。それだからどうしても手に入れなければならぬ」(1)

ところで、大蔵省の採用した競争入札による払下げの方法は、従来
の官業払下げがとかく物議をかもしたのに比べて、新聞などから概し
て「公平の方法」と評価された。(2) もっとも、入札の最低価格が
四〇〇万円の高額であったために、『大阪日報』明治二十一年四月二五
日号に「我國の資本家に取りては中々容易ならざる大金なれば浮と手
出しを為す者もあらざる可く左すれば矢張り此の事業に当らんとする
者は従来政府にも能く知られたる二三の豪商を措いて他に其人なきが
ごとし、…爾余の資本家又は実業家は空しくこれを羨望するの外又
如何とも為す能はざる可く」と論評されたように、価格の面から入札
者の資格を厳しく絞ることになった。そこで大蔵省としても、「払下
規則」の第三条において新設の会社や組合による応札を認めていた。
しかし、地元福岡県有志の計画した払受け運動が資金調達難から立消
えとなった(3) ように、会社などの新設によって入札に必要な資金を
早急に集めることは難しかった。

その結果、早くから「世間の風評」として三井と三菱による入札が
予想されるに至ったのである。(4) だが、三菱は、それまで三池炭鉱
の民営化を種々画策してきたにもかかわらず、三〇〇万円程度が妥当
な払受け価格であると判断していた。そのため、早くから四〇〇万円
以上の入札が不調に終ると見込み、別に松方蔵相へ「相当代価」をも
って譲り受けたいとする上申書を提出したといわれる。(5) このよう
に三井の入札辞退まで見込む三菱の情勢判断の甘さは、三井のように
三池炭鉱の内情まで熟知していなかったほかに、三池炭鉱と並んで当
時わが国で最も近代的な出炭体制をもっていた高島炭鉱を明治一四年
以降経営していた経験から、三井物産など他業種の企業によっては経
営しえないとの自負をもっていたためと思われる。なお、三菱のほか

にも、四〇〇万円以上の払下げ価格を割高と見る者が少なくなかった。
たとえば『東京経済雑誌』明治二〇年四月二八日号は、落札価格が
四〇〇万円を上回らないと予想していた。また、後に開札結果を報じ
た『東京日々新聞』同年八月二日号も、「何分大枚四〇〇万円以上の
事ゆえ、入札者有無如何あらんかと思ひ居りたるに」と述べている。
ところで、こうした三菱の思惑と違って、三井は、三井物産益田社
長の独断によって佐々木八郎、加藤総右衛門、三井武之助・養之助の
名義を使って三段階の価格を入札した。益田は、この三段階の入札を
次のように述べている。

「佐々木も加藤も三井の札である。私が名を借りて入れたのである。
四百万円が政府の台で、其れを武之助養之助の名で入れ（実際は
四一〇万円を入札引用者注）、四百二十七万五千円と云うのを加藤
の名で入れたが、其れでも取れなくては困るから、四百五十万円と云
うのを入れよう、併し四百五十万円と云うのはほかに誰かあるかもしれ
ないから、もう五万円増し、其れへ五千円と云う葉を付けて、
四百五十五万五千円と云うのを佐々木八郎の名で入れたのであつ
た」(6)

ここで、三井が入札の最高額を四五〇万円台とした理由は、定か
でない。四五〇万円から初年度即納金一〇〇万円を除く三五〇万円の年
賦金が二五万円（一四カ年賦）となり、前掲「取調書」による今後の
年間予想収益二六万余円から振りむけうる限度に近いためとも考え
られる。(7)

かくして、明治二十一年八月一日大蔵省において開札の結果は、佐々
木の四五五万五〇〇円が入札最高額であった。次いで、島田善右衛
門（代理川崎儀三郎）の四五五万二七〇〇円、以下、加藤（代理小久
保佐助）、三井武之助など（代理馬越恭平）の順であった。つまり、
島田以外は、すべて三井からの入札であった。

三井が三段階の価格によって入札したのは、落札に万全を期したためと、また対抗者不在の場合、より下位の価格で落札しようとしていたためである。当時官有物の入札による払下げには、証拠金等を徴収されなかったことから、このような狡猾な入札法がしばしば行なわれたといわれる。(8) ちなみに、『毎日新聞』二一年八月一五日号は、三池炭鉱払下げについての社説中にこうした入札法を官有物払下げにもなう弊害の一つであると、次のごとく説明している。

「適当の資材ありと雖ども其者一種の猾法を施し平将門の軍法に倣ひ自分簞下の輩にも入札せしめ自分と自分簞下の輩の入札の中間に他人の投入するなければ自分より多額に入札したる者に順次に権利を棄捐せしめ最後に最低価格にて自分の手に落札せしむるの軍法を用うることは是なり」

その後『毎日新聞』は、八月二三日から三日間「謹んで大蔵大臣に質す所あり」と題した社説を連載し、三井による三池炭鉱の落札に疑問を投じた。その要旨は、ほとんど自らの資産をもたない佐々木の入札が「払下規則」第二条中の「入札ニハ払下代金ヲ完納シ及ヒ採炭事業ニ給足スヘキ資力ノ証明書ヲ添付スヘシ」といった規定に抵触すると思われること、また政府が「入札の際世間の通弊を活用」した「最下点入札者の指揮を奉ずる人形たるに過ぎ」ない佐々木の入札を有効にすることで、「正直なる者は常に利を失い廉恥に乏しき者は常に利を得政府は詐偽陰謀の徒を保護」する結果になると批判したものである。(9)

しかし、こうした批判は結局一部の声に止まった。言論界など大方の意見は、佐々木が三井の影武者(ダミー)であることを知ると、「三井組は日本絶群の金穴なり此金穴の保証とあらば此上に確実なる保証なし政府には此確実なる保証を得たるが故に之れに払下けたるなり此払下たる政府に於て損する所なく又社会に於て害する所なし之れ

に對し彼此異論するは無益の業なり」(10) というように三井の落札を予想通りの結果としていった。

他方、三菱は、前述のごとく大蔵省へ別に上申書を提出していたためと思われるが、一般の予想と違って入札に参加しなかった。しかし、三菱は、当時最主力部門としていた高島炭鉱が海底採炭の技術的限界に直面しつつあった。事実、その出炭高は、明治二一年の三〇万六五四八トンとピークに、以後二二年二七万トン、二五年一八万トン、二七年一二トンへと大きく落ち込むのである。(11) したがって、その代替となる有望な新炭鉱を早急に確保する必要性に迫られていたと思われ、高島に近接する島々に鉱区をひろげる一方、「三池礦山払下規則」公示直後に近い将来中国市場で三池炭との競合が予想された安南(ベトナム)の炭鉱へ高島炭鉱外国人技師を派遣して調査させたりもしていた。(12)

ともあれ、三池炭鉱の入札に、三菱は参加しなかった。ただし、三菱は、三井と同様に島田を影武者として使ったといわれる。すなわち三井物産の益田社長は、島田の代理人である川崎について「川崎が臭い。川崎と云うのは三菱の廻し者であった」と述べている。(13) これが事実とすると、三菱も、三井のように島田名義で最高額を入札し、対抗者不在の時、島田の入札を辞退させ、すでに上申書で申入れている三〇〇万円位による払受けを企てたことになる。もっとも、三菱と島田のこうした関係については、現在必ずしも明らかでない。(14)

しかし、このように島田が佐々木につぐ額を入札したため、三井は、武之助あるいは加藤名義の入札額による払受けに失敗し、入札最高額の四五万五〇〇〇円によって念願の三池炭鉱を獲得することになった。すなわち、八月八日と一五日に佐々木の払受けに必要な義務一切の履行について三井が保証する上申書を大蔵省に提出して、一六日三池炭鉱の払下げを許可された。その後二一日、佐々木から二〇〇〇円

円の謝礼と引き換えに「三池礦山払下代金上納及該山ニ係ル万事総理全権」にたいする委任状を取付け、大蔵省に届出た。(15) なお、こうした払受人の実質的な名義変更は、もともと「払下規則」の不備をたくみに衡いたものだけに、大蔵省も了承せざるをえなかったと思われる。かくして、三井は、明治二年一月三池炭礦社を創立して、政府から三池炭鉱の経営を引き継いだのである。

以上の経過から明らかなく、三井は、三井物産にとって三池炭鉱払受けの成否がきわめて重大な戦略的経営要件であると判断し、用意周到な入札方法によって二番札の島田と僅か二三〇〇円の差で払受けに成功した。他方、はやくから三池炭鉱の民間払下げ運動に主体的役割をはたしてきた三菱は、その官営中止に重大な関心をむけながらも、高価格な払受けに消極的であったと推測される。そのため、入札に直接参加しなかったのであろう。また、言われるような島田を影武者とした入札によっても、結局払受けに失敗した。こうした三井と三菱の三池炭鉱払下げにたいする企業行動の違いが、その成否を大きく分けたのである。また、その払受けの成否は、その後の両社の企業行動にまで少なからぬ影響を及ぼしていくことになったのである。

三井は、三池炭鉱をもつことで一躍国内屈指の炭鉱業者となったが、前節で述べたように年賦金完納まで貸下の形をとるとした大蔵省の規定があったため、明治三五年末の代金完納まで三池炭鉱没収の危惧を払うことが出来なかった。(16) また、三井の主力事業であった三井銀行も、当時中上川の大改革を目前に業績不振の度を強めており、炭鉱業にこれ以上の投資を行なう余力がなかった。そこで、年間二五万円余に及ぶ年賦金は、三池炭鉱の経営に専念することで稼ぎ出さねばならなかったのである。かかる年賦金の重圧によって、三井は、明治

二一、二年頃から東京や大阪の実業家まで繰り込んで展開された筑豊炭田の坑区獲得競争をしばらく傍観することになった。(17) 三井の筑

豊進出は、三池炭鉱の代金支払いの見通しのついた二九年嘉穂郡に山野炭鉱を開坑したのが最初である。(18)

しかるに、三菱は、三池炭鉱の払受けを逸した直後、早々と筑豊における坑区獲得に乗り出した。前述のごとく政府は、明治一八年以降海軍予備炭田の指定に関連させて筑豊の増借区出願を差し止めていた。そこで三菱は、二一年九月川村純義元海軍卿が鞍手郡の新入炭鉱に隣接した海軍予備炭田に関する権利を地元から取り付けた際、三菱社員を川村の代理人とさせていた。ついで同年一月、海軍省へ田川郡などの予備炭田における請負採炭を出願したが却下された。(19) この他、東京において渋沢栄一・大倉喜八郎・上京した筑豊石炭坑業組合代表などと共に、筑豊の海軍予備炭田封鎖の解除運動を行なった。そして、二二年三月予備炭田指定の一部解除（四月実施）が見込まれると、川村が先に確保していた坑区権を譲り受け、ついで四月その坑区に隣接した新入炭鉱と嘉穂郡の鯉田炭鉱を買収した。さらに、二三年末それまで九州全体の炭鉱事業を統轄してきた長崎の三菱炭坑事務所まで筑豊に移転させたのである。(20)

かくして、三池炭鉱の払受けによって、三井は、炭鉱事業発展の途をひらき、その後の総合財閥としての発展、なかでも重工業分野における多角化の一大根幹を獲得したが、高額な代金の重圧によってその後炭鉱事業の拡大をしばらく見合すことになった。他方、三菱は、その払受けに逸した分を挽回するよう、「中央資本」として最も早く筑豊進出を敢行し、同地における自社の優位をきずいた。そして、炭鉱事業を造船業に並ぶ重工業分野での多角化の有力な根幹として、三井に次ぐ総合財閥に発展する途をひらいていくのであった。(21)

(15) 前掲『自叙益田孝翁伝』二九一―二頁

(16) 明治二一年四月二四日『郵便報知新聞』、『大阪日報』など。

- (3) 大牟田市『大牟田市史』中巻、昭四一、四八〇頁
- (4) 『毎日新聞』明治二十一年八月一六日
- (5) 明治二十一年五月一七日『朝野新聞』、『東京日々新聞』、『郵便報知新聞』。前掲『自叙益田孝翁伝』二九三―五頁
- (6) 前掲『自叙益田孝翁伝』二九三―四頁
- (7) 前掲『工部省所管事業の払下げと三池炭鉱の払下げ』八九頁
- (8) 『毎日新聞』明治二十一年八月二五日(東京大学法学部明治新聞雑誌文庫所蔵。この他の注記した新聞雑誌はすべて国立国会図書館所蔵である)。前掲『自叙益田孝翁伝』二九五頁
- (9) 佐々木は益田旧知の手形ブローカー、加藤は千葉の豪農であった(同上書、二九四頁)
- (10) 『毎日新聞』明治二十一年八月二五日。その他『東京日々新聞』同八月一九日に同様な趣旨の記事がある。
- (11) 前掲『三菱鉱業社史』六三―四頁
- (12) 『郵便報知新聞』明治二十一年七月一日
- (13) 前掲『自叙益田孝翁伝』二九四頁
- (14) 周知のごとく明治七年没落した江戸期の豪商である島田は、『郵便報知新聞』二十一年八月一四日号によると、家産再興のため炭鉱経営進出を企て入札に参加したと報じられている。また、島田の入れた二番札は、三井が一〇万円で買収を企て失敗したという(前掲『三池炭鉱の払下げについて』五〇頁)。その他、『朝野新聞』八月二一日号は、島田について「京都に島田銀行を設置し、可なりの財産家なるか、実際の営業(三池炭鉱一引用者注)上には同氏のみならず他に協力する人ある由なり」と、共同経営者(三菱か)の存在を示唆しているが、入札後に三菱との提携が成立したとも解釈できる。したがって、島田が最初から三菱のダミーであったと一概に即断できない面もある。
- (15) 前掲『三池炭業所沿革史』第一巻前史二、五〇九―三六頁
- (16) 大蔵省は、二十一年八月一八日三井に「払下命令書」を交付し、三池炭坑の払下げを許可した。この命令書は、第一条で「三池礦山ノ

営業権並地所建物船舶諸器械備品其他付属一切ノ營造物ハ明治二十二年一月一日ノ現形ヲ以テ金四百五十万五千円ニ払下ルモノトス」としながらも、第五条で「礦山並付属物件ハ第二条ノ手續ヲ以テ引渡スト雖トモ払下代金ノ完納ヲ了セサル内ハ貸下トシ営業権並付属物件ノ所有権ハ付与セサルモノトス」と規定した。その上第一七条の「払下代金完納以前礦山付屬地ノ樹木ハ一切伐採スルヲ許サス」といったような種々の厳格な制限も付されていた。こうした命令書からも、松方正義蔵相がいかに三池炭坑の官有に執着していたかを知ることができよう。ところで、松方がこのように三池炭坑の所有権を明治三五年まで政府に保留させようとしたことから、二二年七月三池勝立坑の地震による埋没事故が起ると、三井と政府の間はその損害負担をめぐる複雑な紛争を生じ、やがて三井の政府にたいする訴訟にまで発展していくのである。この問題については、前掲『三池炭鉱の払下げについて』五一―六頁を参照されたい。

- (17) 白柳秀湖『中上川彦次郎先生伝』昭一四、二二―一頁。隅谷三喜男『日本石炭産業分析』昭四三、二四二―三頁
- (18) もっとも、三井も、二二年筑豊の田川に坑区を得た。しかし、試掘を行なっただけに止めた(田川市『田川市誌』昭二九、二〇七―八頁)。
- (19) 前掲『三菱鉱業社史』七三―四頁。前掲『田川市史』八六―四頁。なお、明治六年公布の日本坑法は、坑区を獲得するにまず地主の承諾や地元民の同意をえることを条件にしていた。
- (20) 前掲『三菱鉱業社史』七三―八一頁。岩崎弥太郎岩崎弥之助伝記編纂会『岩崎弥之助伝』下巻、昭四六、一〇八―九頁
- (21) 三井と三菱の炭鉱業と多角化の関連については、小林正彬「財閥の多角化」(『経済系』第一一二集、昭五二)を参照されたい。

(五) むすび

以上、官営三池炭鉱払下げについて、その背景、価格の根拠、入札

競争の三点から論述した。ここで、とくに重要と考えることを要約しておこう。

まず、払下げの背景として、明治前期の官業一般に多少とも共通する近代工業の模範勸奨的性格から著しく乖離した官利事業体としての発展と、それによって強まった民間炭鉱業との競合関係があった。民間炭鉱業は、この時期未だ前近代的生産形態を広く残存させていたが、高島炭鉱などある程度近代的な出炭体制を整え、かなりの国際競争力をもつ炭鉱経営も行なわれていた。また、やがて国内炭鉱業の中心地となる筑豊においても、すでに一定の近代技術を導入した炭鉱が現われつつあり、石炭生産の拡大が進んでいた。したがって、こうした民間炭を内外市場において圧迫しながら事業規模を拡大する三池炭鉱の官営は、民間炭鉱業者から民業圧迫の批判を浴びることになった。その上、官利事業としての官営は、政府の殖産興業政策における官業理念とも馴じまないことから、新聞雑誌等によって批判の対象とされたのである。

かくて、三池炭鉱は、官業として例外的な高収益にかかわらず、結局民間への払下げが決定されたのである。それゆえ、この払下げは、殖産興業政策の枠組みの中で行なわれた他の官業払下げと分けて考えられねばならない。

こうして決定された三池炭鉱の払下げにあたって、大蔵省は、四〇〇万円の高額な払下げ最低価格を公示し、入札を募った。この四〇〇万円なる価格の算定根拠は、従来から議論の分れた問題であるが、大蔵省公表の「三池礦山取調書」を主に検討した結果、明治六年から二〇年にいたる過去一四年の平均収益率五・〇九一％によって二二年以降

の年間予想収益二六万余円から資本還元した評価額 五二〇万余円と二〇年末の貯蔵物品在高を合計した五二二万余円を代金完納によって払下げが正式に確定する明治三五年末の実質的払下げ価格とみなし、これからそれまでの割賦金（前払い金）利子相当額一〇三万余円と別納の貯蔵物品代金二〇万円をマイナスしたものにほかならないとの結論を得た。したがって、四〇〇万円の価格は、相当合理性の高い算定根拠をもっていたといつてよい。

この価格を基準とした入札の結果、三井は、四五万五〇〇〇円の最高額によって三池炭鉱を払受けた。三井の有力な対抗者と噂された三菱は、三〇〇万円程度を妥当な価格と見て、入札に直接参加しなかった。こうして三井は、その後の総合財閥としての発展、とくに重工業分野における多角化の有力な根幹になる三池炭鉱を獲得したのである。反面、その払受け代金支払いの重圧から、それ以上の炭鉱事業の規模拡張をしばらく見合わせることもなった。ところで、三菱は、三池炭鉱払受けの失敗を挽回するように筑豊炭鉱業へ進出し、やはり炭鉱事業を造船事業につぐ多角化の有力な根幹にして総合財閥への途をひらいていった。つまり、三池炭鉱の払下げは、その後の三井、三菱の企業行動にそれぞれ少なからぬ影響を及ぼしたのである。

（付記）

本稿は、昭和五二年四月『経営史学会 関東部会』における報告の一部をもとに、まとめたものである。当日、小林正彬、田中直樹両氏などから有益なコメントを賜った。この機会をかりて厚く御礼申し上げる。